

# 井戸水等を下水道へ排出する場合は、必ず届け出を

姫路市上下水道サービス課

(料金担当)

079-221-2658

井戸水等（水道水以外の水）を使用して、下水道（公共下水道、コミュニティ・プラント、集落排水）へ排出する場合は、必ず届け出をしてください。

1 井戸水等を使用する場合の汚水排出量の算出方法は、次のとおりです。

① 日常生活で井戸水等を使用する場合は、1人あたり4立方メートル／1カ月とし、世帯人数を乗じた数量を汚水排出量として認定します。

(例) 4人世帯の場合

4人×4立方メートル×2カ月=32立方メートル（2カ月）

※水道水を併用されている方は、水道使用水量と上記基準の多い方を下水道使用水量と認定いたします。（裏面参照）

② 事業所については、使用状況等確認の上、汚水排出量を認定します。汚水排出量申告書の提出が必要です。

2 井戸水等を使用している方で、次のような場合も届け出が必要です。

ご家族の転入・転出や出生等に伴い、使用人員に増減があった場合

井戸水等から水道水に切り替えた場合

下水道の使用を廃止した場合

# 日常生活用に水道水と井戸水等を併用されている場合の下水道料金について

(井戸水等を散水のみに使用されている場合を除く。)

## <ステップ1 下水道の使用水量を決定>

A (水道)

水道使用水量（2か月分）

B (井戸水)

使用人員×4m<sup>3</sup>×2か月

A (水道) と B (井戸水) のどちらが多い水量を、  
下水道の使用水量として決定します。

【例】水道の使用水量（2か月分）が25m<sup>3</sup>で、4人世帯の場合

A (水道)

25m<sup>3</sup>

B (井戸水)

4人×4m<sup>3</sup>×2か月 = 32m<sup>3</sup>

A (水道) の25m<sup>3</sup>よりも、B (井戸水) の32m<sup>3</sup>が多いため、  
下水道の使用水量は32m<sup>3</sup>となります。

## <ステップ2 使用水量に基づき、料金を決定>

ステップ1で決定した下水道の使用水量に基づき、

下水道料金を決定します。別紙の早見表を参照してください。